

効果的な犯罪防止に向けた取組の推進について

(令和2年4月16日、生企第21号)

(概要)

この通達は、真に犯罪が起きにくい社会の実現を図るため、各自治体のまちづくり関係部局等と緊密な連携を図るとともに、関係機関・団体と協働した犯罪防止に向けた取組の推進について、下記基本事項を定めています。

記

- 1 的確な犯罪情勢分析の実施
- 2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進
- 3 自主防犯活動の促進
 - (1) 持続可能な自主防犯活動に対する支援
 - (2) 地域住民等に対する防犯情報の提供
 - (3) 事業者等への防犯対策に関する助言・指導
 - (4) 女性・子供及び高齢者を守るための施策
- 4 安全安心まちづくりの推進
- 5 その他

担当：生活安全企画課
犯罪抑止対策係